

議第15号

令和5年度寒河江市水道事業会計予算説明書

水道は、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできない、極めて重要なライフラインであります。

このため、令和5年度の水道事業会計予算は、老朽配水管の更新と災害対策の充実、水道施設の耐水化と長寿命化、水道の有収率の向上及び経営の効率化に重点的に取り組み、安全で安心な水道水の安定供給体制の構築及び災害に強い上水道の持続可能な経営基盤の確立をテーマとして編成いたしました。

以下、その大要について御説明申しあげます。

第2条の業務予定量については、今後の水需要などを考慮し、給水戸数1万4,594戸、年間総配水量503万3千立法メートル、一日平均配水量1万3,789立法メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額10億9,749万1千円、支出総額10億3,862万6千円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、資本的収入総額1億7,450万円、資本的支出総額6億8,187万4千円で、支出の主な内容は、浸水対策のための施設更新にかかる実施設計委託や、配水管の耐震管への更新等、建設改良費5億5,607万4千円、企業債償還金1億2,170万円などであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億737万4千円については、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は、一時借入金の限度額を3,000万円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の流用について定め、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、量水器等のたな卸資産の購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

以上、予算の大要について御説明申しあげましたが、よろしく御審議のうえ御可決くださるようお願い申しあげます。